

風しん(麻しん風しん混合)の予防接種について(説明書)

【予防接種を受けられる方へ】

予診票に署名するに当たり、接種する際に疑問があれば、あらかじめ岐阜市保健所感染症対策課、かかりつけ医に確認して、十分納得したうえで、接種してください。

下記の説明は、必ず接種される人がお読みください。

(1) 風しんの症状について

風しんウイルスの飛沫感染によって起こります。潜伏期間は2～3週間です。軽いかぜ様症状ではじまり、発しん、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。そのほか、眼球結膜の充血もみられます。発しんも熱も約3日間で治るので「三日ばしか」と呼ばれることがあります。合併症として、関節痛、血小板減少性紫斑病(患者3,000人に1人程度)、脳炎(患者6,000人に1人程度)などが報告されています。大人になってからかかる方が一般的に重症になると言われています。

妊婦が妊娠早期に風しんにかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障がいなどの障がいを持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

(2) 予防接種の効果と副反応について

予防接種を受けた方のうち、95%以上が免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、麻しんや風しんにかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが重い副反応がおこることがあります。

また、ガンマグロブリンの注射あるいは輸血を受けたことがある人については、かかりつけ医と相談してください。これらを3～6か月以内に受けた人は、予防接種の効果が十分にできないことがあります。(ガンマグロブリンは、血液製剤の一種でA型肝炎などの感染症の予防目的や重症の感染症の治療目的などで注射することがあります。)

予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

① 麻しん風しん混合ワクチンの主な副反応

主な副反応は、発熱(接種した人のうち20%程度)や、発しん(接種した人のうち10%程度)です。これらの症状は接種後5～14日の間に多くみられます。**接種直後から翌日に過敏症状と考えられる発熱、発しん、かゆみなどがみられることがあります。これらの症状は通常1～3日でおさまります。**ときに、接種部位の発赤、腫れ、硬結(しこり)、リンパ節の腫れ等がみられることがありますが、いずれも一過性で通常数日中に消失します。**まれに生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状、じんましん、呼吸困難など)、急性血小板減少性紫斑病(紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等)、脳炎及びけいれん等が報告されています。**

裏面に続く

②風しんワクチンの主な副反応

主な副反応は、発しん、じんましん、紅斑、かゆみ、発熱、リンパ節の腫れ、関節痛などが認められます。**まれに生じる重い副反応としては、ショック、アナフィラキシー様症状があり、急性血小板減少性紫斑病(100万人接種当たり1人程度)が報告されています。**

(3)予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱がある人 (37.5℃を超える人)
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③ 今日受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分で、アナフィラキシーショック (ひどいアレルギー反応) をおこしたことがある人
- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている人
- ⑤ **妊娠している人及びその可能性がある人(接種後2か月は、妊娠を避ける必要があります。)**
- ⑥ その他、医師が不適当な状態と判断した人

(4)接種後の注意

- ① 予防接種を受けた当日は、激しい運動をさけましょう。
- ② 入浴は差し支えありませんが、接種した部位をこすったりしないでください。
- ③ 接種した部位を清潔に保つように注意しましょう。
- ④ **接種後2か月は妊娠をさけてください。**
- ⑤ 接種後4週間は副反応の出現に注意してください。
- ⑥ 接種後に接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察をうけてください。

(5)予防接種による健康被害救済制度について

- 任意接種のため、**健康被害が生じた場合は独立行政法人医薬品医療機器総合機構救済制度による救済の対象となります。**給付申請を行う場合は、接種を受けた本人またはその家族が直接独立行政法人医薬品医療機器総合機構に請求することとなります。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、医学的薬学的判断について厚生労働大臣に判定の申し出を行い、厚生労働大臣は、医薬品医療機器総合機構(PMDA)からの判定の申し出に応じ、薬事・食品衛生審議会(副作用被害判定部会)に意見を聴いて判定を行うこととされています。

※市が加入している保険が適用される場合もあります。給付申請の必要が生じた場合には、岐阜市保健所感染症対策課へご相談ください。

(6)接種ワクチンについて

今回の風しんの抗体価が低い人は、麻しんの抗体価も比較的低い傾向がみられることから、**風しんの予防接種を受けられる場合は、麻しん対策の観点も考慮し、麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)を接種されることを勧めています。**

岐阜市保健所感染症対策課
感染症対策係
電話 252-7187 FAX 252-0639